

特定非営利活動法人つくりて定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人つくりてと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、若年層及びその育成に関わる市民を対象として、投票行動をはじめとした社会参加の手法の普及啓発に関する事業、市民の社会参加に関する調査研究、地域や学校でのワークショップ及び講演会やイベントの開催による市民性教育事業及びまちづくりに関する事業を行い、市民の主権者意識や市民性の向上に努めることで、多様な市民が平和で民主的な社会の作り手として、自ら社会の形成や発展に参画する意欲を持つことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)まちづくりの推進を図る活動
- (3)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4)子どもの健全育成を図る活動
- (5)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)投票行動をはじめとした社会参加の手法の普及啓発に関する事業
- (2)地域や学校でのワークショップ及び講演会やイベントの開催による市民性教育及びまちづくりに関する事業
- (3) 企業や団体でのワークショップ及び講演会やイベントの開催による市民性教育及びまちづくりに関する事業
- (4)その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、ボランティアとして各種活動に協力する個人及び団体
- (3) サポート会員 この法人の目的に賛同し、年会費をもって資金面で支援する個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 前項の入会金及び会費は返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を代表理事とし、1人以上2人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく

これを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 会員の除名

(5) 事業計画及び予算並びにその変更

(6) 事業報告及び決算

(7) 役員の選任及び解任

(8) 解散における残余財産の帰属

(9) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会の場に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により総会の場に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又はオンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 理事候補の選任
- (2) 役員の職務及び報酬
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 資産の管理の方法
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営に関する重要事項
- (7) その他運営に関する重要事項
- (8) 総会に付議すべき事項
- (9) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (10) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の

請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の

議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	藤 田 星 流
副代表理事	池 田 至 良
副代表理事	宇恵野 珠 美
監 事	鈴 木 涼 太

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2027年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2026年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金 正会員（個人・団体） 0円 ボランティア会員（個人・団体） 0円 サポート会員（個人・団体） 0円

(2)年会費 正会員（個人・団体） 2,000円 ボランティア会員（個人・団体） 0円 サポート会員（個人・団体） 5,000円

(1口以上)

役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人つくりて

1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
- ☒各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名			
1	○ 理事・監事	フジタ セイル 藤田 星流		有・ ○ 無	代表理事
2	○ 理事・監事	イケダ チカラ 池田 至良		有・ ○ 無	副代表理事
3	○ 理事・監事	ウエノ タマリ 宇恵野 珠美		有・ ○ 無	副代表理事
4	理事・ ○ 監事	スズキ リョウ タ 鈴木 涼太		有・ ○ 無	
5	理事・監事			有・無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

特定非営利活動法人つくりて 設立趣旨書

現代の日本社会は、グローバル化の進展や価値観の多様化など、複雑で変化の激しい時代を迎えています。このような社会において、私たち一人ひとりが主権者として社会の課題を自らのこととして捉え、その解決に主体的に関わっていくことは、平和で民主的な社会を維持・発展させていく上で不可欠です。

ところが、近年、特に若年層における政治的無関心や投票率の低迷が深刻な課題として指摘されています。社会の未来を担う若者たちが、社会の意思決定プロセスから距離を置いてしまうことは、社会全体の活力低下に繋がりがねません。これは、単に若者世代の問題に留まらず、社会の持続可能性そのものを揺るがす重大な問題であると言えます。

若者たちが社会参加への一歩を踏み出せない背景には、複合的な要因が存在します。学校教育において主権者意識を育む機会が十分でないこと、政治や社会の仕組みが複雑で分かりにくいと感じられていること、そして、自らの意見や行動が社会に変化をもたらすという実感を得にくいことなどが挙げられます。このような状況を改善するための取り組みは、行政や教育機関によっても行われていますが、必ずしも十分とは言えません。私たち市民が主体となり、若者の目線に立った分かりやすい情報提供や、気軽に参加できる実践の場を創出していく必要があります。また、社会参加への関心はあっても、具体的な行動に移す方法が分からない、あるいはその機会に巡り会えないと感じている若者や、その育成に関わる市民が多くいることも事実です。

私たちは、若者をはじめとする全ての市民が、自らの持つ力と可能性を信じ、社会の作り手として積極的に参画できる社会を目指すべきだと考えます。それは、年齢や立場に関わらず、誰もが主権者としての意識と、他者と協働して課題解決に臨む「市民性」を育むことができる社会です。多様な意見が尊重され、建設的な対話を通じてより良い未来を築いていく。そのような民主主義の営みが、地域や学校といった身近な場所で当たり前のように実践される社会こそ、私たちの目指す姿です。

我々は、これまで任意団体として、若者の市民性向上を目的とした活動を行ってまいりました。具体的には、中学校及び高等学校における学校や自治体と連携した主権者教育授業の年10回を超える開催や、大学構内における学生を対象とした投票啓発イベント、各種SNSやマスメディアを活用して社会課題や選挙の仕組みを分かりやすく解説する情報発信などです。また、そのような活動においては他の隣接する社会課題にも着目し、主権者教育授業を実施する学校の地域の学生のボランティアスタッフとしての起用や、投票啓発活動に参加した学生との対話を通じた意見形成などについても積極的に取り組み、複数の観点からの目的達成へのアプローチに努めてまいりました。

しかしながら、任意団体としての活動には限界も感じております。社会的信用が十分に得られにくいため、公立の教育機関や行政との継続的な連携事業を実施する際の契約に不便があり、また、事業の質が担保されている状態にあっても事業者選定において不利な立場に立たされています。また、学生を中心とした若者が運営を行っていることから、任意団体のままでは安定した組織運営や財政基盤の確立が難しく、活動の継続性やさらなる発展に大きなハードルが存在します。

そこで、こうした障壁を取り払い、より安定的かつ広範な事業を展開するために、特定非営利活動法人格を取得することを決意いたしました。法人化することにより、社会的信用を高め、行政や学校等との連携を強化することが可能となります。健全な組織運営と情報公開を徹底することで、私たちの活動に賛同してくださる誰もが安心して参加できる開かれた団体を目指します。この法人化を機に、市民の主権者意識と市民性の向上に寄与する活動を一層力強く推進し、多様な市民が社会の形成に参画する意欲を持てる社会の実現に貢献してまいります。

申請に至るまでの経過

- 2015年4月 任意団体Vote at Chuo!!発足
- 2016年2月 都立高校において主権者教育出前授業初実施
- 2016年7月 大学構内投票啓発企画「問う票所」第一回実施
- 2023年12月 足立区選挙管理委員会と協働した主権者教育授業初実施
- 2025年3月 税務署と協働した主権者教育授業初実施
- 2025年3月 明るい選挙優良活動表彰優良活動賞授業
- 2025年3月 特定非営利活動法人つくりての設立を有志で確認
- 2025年7月 特定非営利活動法人つくりての設立総会開催

2025年 7月 29日

設立代表者

氏名 藤田 星流

2025年度

事業計画書

特定非営利活動法人つくりて

1 事業実施の方針

2025年度は足立区内の中学校・高等学校を主な活動場所として自治体や税務署等と連携を取りながら地域や学校でのワークショップ及び講演会やイベントの開催による市民性教育及びまちづくりに関する事業を実施しつつ、相模原市においても企業や団体でのワークショップ及び講演会やイベントの開催による市民性教育及びまちづくりに関する事業を展開する。

また、オンラインプラットフォームを用いた発信により、投票行動をはじめとした社会参加の手法の普及啓発に関する事業を行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 205 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
投票行動をはじめとした社会参加の手法の普及啓発に関する事業	Instagramやnoteを中心としたオンラインプラットフォームを用いて、選挙や政治の仕組み、社会の動向等についての発信を毎月定期的実施する。	毎月	オンラインプラットフォーム	5人	団体がアカウントを保有しているSNSやウェブサイトを利用する者	1000人	10
地域や学校でのワークショップ及び講演会やイベントの開催による市民性教育及びまちづくりに関する事業	中学校・高等学校を訪問し、投票行動や社会の動向等に関する主権者教育出前授業を実施する。	12月に2回、2月に3回、3月に3回	足立区立中学校、都立中学校ほか	10人	対象の学校、学年に所属する中学生または高校生	200人×8回	170
企業や団体でのワークショップ及び講演会やイベントの開催による市民性教育及びまちづくりに関する事業	自治体の明るい選挙推進委員会において、投票行動や社会の動向等、主権者教育の現状と課題等に関する主権者教育講義を実施する。	3月	相模原市緑区役所会議室	5人	相模原市明るい選挙推進委員	50人	25

2026年度

事業計画書

特定非営利活動法人つくりて

1 事業実施の方針

2026年度は足立区内の中学校・高等学校を主な活動場所として自治体や税務署等と連携を取りながら地域や学校でのワークショップ及び講演会やイベントの開催による市民性教育及びまちづくりに関する事業を実施しつつ、中央大学附属校をはじめとした他の地域の学校に対しても同事業を展開する。

相模原市においても企業や団体でのワークショップ及び講演会やイベントの開催による市民性教育及びまちづくりに関する事業を展開する。

また、オンラインプラットフォームを用いた発信や、学祭へのブース出展により、投票行動をはじめとした社会参加の手法の普及啓発に関する事業を行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 255 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
投票行動をはじめとした社会参加の手法の普及啓発に関する事業	Instagramやnoteを中心としたオンラインプラットフォームを用いて、選挙や政治の仕組み、社会の動向等についての発信を毎月定期的実施する。	毎月	オンラインプラットフォーム	5人	団体がアカウントを保有しているSNSやウェブサイトを利用する者	1000人	10
	中央大学の学祭において特定の社会問題とそれに結びつく国や自治体の施策及び選挙や政治の仕組みとその関係性に関するブースを出展する。	11月	中央大学	15人	大学生及び高校生とその保護者を中心とした、学祭に来場している者	1000人	10
地域や学校でのワークショップ及び講演会やイベントの開催による市民性教育及びまちづくりに関する事業	中学校・高等学校を訪問し、投票行動や社会の動向等に関する主権者教育出前授業を実施する。	7月、10月、12月及び1月に1回ずつ、2月に3回、3月に3回	中央大学附属校、足立区立中学校、都立中学校ほか	10人	対象の学校、学年に所属する中学生または高校生	200人×10回	200
企業や団体でのワークショップ及び講演会やイベントの開催による市民性教育及びまちづくりに関する事業	自治体の明るい選挙推進委員会において、投票行動や社会教育の現状と課題等に関する主権者教育講義を実施する。	3月	相模原市緑区役所会議室	5人	相模原市明るい選挙推進委員	50人	35

2025年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人つくりて
(単位：円)

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		40,000
正会員受取会費	30,000	
ボランティア会員受取会費	0	
サポート会員受取会費	10,000	
2 受取寄附金		110,000
受取寄附金	110,000	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		190,000
投票行動をはじめとした社会参加の手法の普及啓発に関する事業収益	0	
地域や学校でのワークショップ及び講演会やイベントの開催による市民性教育及びまちづくりに関する事業収益	160,000	
企業や団体でのワークショップ及び講演会やイベントの開催による市民性教育及びまちづくりに関する事業収益	30,000	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
経常収益計		340,000
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		0
給料手当	0	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		205,000
会議費	30,000	
旅費交通費	130,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
印刷製本費	45,000	
事業費計		205,000
2 管理費		
(1) 人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		35,000
消耗品費	15,000	
水道光熱費	0	
通信運搬費	10,000	
地代家賃	0	
旅費交通費	10,000	
減価償却費	0	
管理費計		35,000
経常費用計		240,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		100,000
【C】 経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		100,000
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤		0
次期繰越正味財産額③－④+⑤		30,000

2026年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人つくりて

(単位：円)

科目	金額	小計・合計
【A】 経 常 収 益		
1 受取会費		50,000
正会員受取会費	30,000	
ボランティア会員受取会費	0	
サポート会員受取会費	20,000	
2 受取寄附金		20,000
受取寄附金	20,000	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		280,000
投票行動をはじめとした社会参加の手法の普及啓発に関する事業収益	20,000	
地域や学校でのワークショップ及び講演会やイベントの開催による市民性教育及びまちづくりに関する事業収益	200,000	
企業や団体でのワークショップ及び講演会やイベントの開催による市民性教育及びまちづくりに関する事業収益	60,000	
5 その他の収益		20
受取利息	20	
経 常 収 益 計		350,020
【B】 経 常 費 用		
1 事業費		
(1) 人件費		0
給料手当	0	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		255,000
会議費	30,000	
旅費交通費	180,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
印刷製本費	45,000	
事業費計		255,000
2 管理費		
(1) 人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		50,000
消耗品費	20,000	
水道光熱費	0	
通信運搬費	10,000	
地代家賃	0	
旅費交通費	20,000	
減価償却費	0	
管理費計		50,000
経 常 費 用 計		305,000
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①		45,020
【C】 経 常 外 収 益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経 常 外 収 益 計		0
【D】 経 常 外 費 用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経 常 外 費 用 計		0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②		0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②・・・③		45,020
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤		30,000
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③－④+⑤		5,020